

# 第九號議案 自主的船員保險法の制定に關する件

日本海員組合提出

## 主 文

我等は船員生活の特殊性を認め、その福利を眞に保護する船員保險法の制定實施を要求す。

### 船員保險法要綱案

- 一、給 付 種 目 疾病、負傷、瘵疾、養老、死亡、遺族
- 二、保險の種類 全部強制
- 三、保 險 者 政府
- 四、被 保 險 者 日本政府の發行する船員手帳を有するもの  
(關東州、朝鮮、臺灣等に於ける置籍船乘組員と雖も内地置籍船乘組員と同様被保險者たる資格あること)
- 五、標 準 報 酬 給料
- 六、保 險 料 分 擔 率 政府、船主、船員、各自その三分の一  
事務費は政府負擔

## 七、給 付 内 容

- (イ)療養給付期間 商法第五百七十八條第一項規定の船主負擔の治療期間を經過したる翌日より疾病及負傷が全治するまで。
- (ロ)同右給付額 報酬の百分の六十。  
但し商法第五百七十八條の職務を行ふに因りて負傷を爲し又は疾病に罹りたるものに對しては同法の規定によること。
- (ハ)瘵 疾 年 金 傷病の結果終身勞務に服する事能はざるに至りたるものに對し、報酬百分の六十五以上の年金を給與する事。  
右は家族の數に應じ増額の事。
- (ニ)養 老 年 金 被保險者が年齢四十五歳に達し、海員を廢業したるときは、瘵疾當時の報酬の百分の六十五以上の年金を給與すること。  
右は家族の數に應じ増額の事。
- (ホ)死 亡 手 當 被保險者死亡せるときは葬祭費用として、死亡當時の報酬額を給與す。  
但し最低五十圓を下るを得ず。
- (ヘ)遺 族 年 金 被保險者死亡したるときはその報酬の百分の二十五以上、養老年金又は瘵疾年金を受くるもの死亡したるときはその百分の五十以上の年金を給與する事。